

⑧ 重度障害者医療証の交付に関する相談と申請

【内容】

重度の障害をお持ちの方が、病院等で診療を受けるときの保険診療に係る医療費の助成を受けるための重度障害者医療証の交付手続きを行います。

【持ち物】

- ①対象者の健康保険の資格が分かるもの（資格確認書・マイナポータルの健康保険資格確認画面など）のコピー
- ②重度の障害を証明する書類（下記のいずれかのコピー）
 - ・1級または2級の身体障害者手帳
 - ・A判定の療育手帳
 - ・1級の精神障害者保健福祉手帳
 - ・3～6級の身体障害者手帳及びB1判定の療育手帳の両方
 - ・特定医療費（指定難病）受給者証及び障害年金1級証書または特定医療費（指定難病）受給者証及び障害年金1級相当を証する意見書（所定の様式があります）
- ③対象者の個人番号（マイナンバー）が分かるもの

【担当課】

市民生活部 医療助成・児童手当課

電話：072-841-1359